

(別紙)

1. 今回運営費交付金の試算に用いた $\alpha_1 \sim \alpha_3$ の係数値等については、現時点では確定していないため、これらについては、今後の予算編成過程において決定すること。
2. 国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第35条の規定に基づく「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」（平成21年6月5日付文部科学大臣通知）の趣旨を踏まえ、第2期中期目標期間を通じて、組織及び業務全般の不断の見直しに努めること。
3. 中期目標又は中期計画の記載内容を変更する場合には、速やかに修正手続きを行うこと。
4. 中期目標及び中期計画の個々の記述について、中期目標及び中期計画に記述があることをもって個別に予算措置を行うことを意味するものではないこと。
5. 教育研究組織の設置に関する記述で、大学設置・学校法人審議会の審査を要するものについては、中期目標及び中期計画の記述に関わらず別途の審査が必要であること。